

千葉県報

定例
平成25年8月23日

主要目次

○ 千葉県公営企業の業務状況の公表	一
○ 土地改良区定款の変更認可（二件）	一
○ 保安林予定森林（二件）	一
○ 機船船びき網漁業の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間	二
○ 道路区域の変更（二件）	二
○ 道路の供用開始	二
○ 都市計画道路の変更（二件）	三
○ 公安委員会告示	三
○ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定により診断を行う医師の指定	三
○ 公告	三
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	四
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（四件）	四
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出（二件）	六
○ 保安林予定森林に関する通知の要旨及び揭示	七
○ 都市計画用途地域の関係図書の縦覧	七
○ 都市計画道路の關係図書の縦覧（三件）	七
○ 都市計画公園の關係図書の縦覧	八
○ 水道局公告	八
○ 給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定	八
○ 給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止	八
○ 特定調達公告	八
○ 落札者等の公告	八

告

示

千葉県告示第五百三十四号
 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二第一項の規定により、千葉県公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。
 平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第五百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千葉市富田土地改良区の定款の変更を平成二十五年八月十六日付けで認可した。
 平成二十五年八月二十三日
 千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、袖ヶ浦市宮田土地改良区の定款の変更を平成二十五年八月十六日付けで認可した。
 平成二十五年八月二十三日
 千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。
 平成二十五年八月二十三日
 千葉県知事 鈴木 栄治

一 保安林予定森林の所在場所

勝浦市松部字舟附一九三三番、一九三四番、一九三五番

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び勝浦市役所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の

森林を保安林に指定する予定である。

平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 保安林予定森林の所在場所

いすみ市岬町岩熊字勝間三三五七番、三三五八番

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及びいすみ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第五百三十九号

千葉県海面漁業調整規則(昭和四十年千葉県規則第六十九号)第二十五条第一項及び第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、機船船びき網漁業(いわし船びき網漁業)の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間を次のとおり定めた。

平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 機船船びき網漁業(いわし船びき網漁業)の許可及び起業の認可の定数

一隻

二 機船船びき網漁業(いわし船びき網漁業)の許可及び起業の認可の申請期間

平成二十五年九月九日から二十四日まで

千葉県告示第五百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県土整備部道路環境課及び葛南土木事務所において、平成二十五年八月二十三日から三週間、縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道

二 路線名 市川印西線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
船橋市藤原二丁目一八番一	前	八・一〇メートルから九・三〇メートルまで	四五八・八五メートル
地先から藤原三丁目二二三二番一	後	一二・九〇メートルから一七・一〇メートルまで	四五八・八五メートル

千葉県告示第五百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、平成二十五年八月二十三日から三週間、縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道

二 路線名 千葉竜ヶ崎線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
我孫子市都一	前	一一・二一メートルから一七・〇八メートルまで	二三〇・〇七メートル
二番五地先から六番一地先	後	一一・三五メートルから二三・九八メートルまで	二三〇・〇七メートル

千葉県告示第五百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、平成二十五年八月二十三日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県土整備部道路環境課及び葛南土木事務所において、平成二十五年八月二十三日から三週間、縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間

県道市川印西線
市川市北方三丁目二四番二地先から三三三番一五地先まで

千葉県告示第五百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、館山都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

館山都市計画道路三・五・一〇号館山宮城線

二 都市計画を定める土地の区域

館山市船形字猿作、字髭沼、字宇田川、字向台、字汐切山及び字小浜、川名字新町、那古字闕伽井下、字大浜、字上入会、字下入会、字小川端及び字荒尾、正木字干潟、湊字中芝及び字葎田、八幡字小松原、北条字北浜小松、字南浜小松及び字浜新田、新宿字浜畑飛地、長須賀字押出並びに館山字古川、字東大浜及び字出口の各一部の区域

千葉県告示第五百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、印西都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

印西都市計画道路三・四・一一号小林駅南口線

二 都市計画を定める土地の区域

印西市小林字彦地山及び字稻荷谷の各一部の区域

公 安 委 員 会 告 示

千葉県公安委員会告示第 30 号

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項及び第 1 2 条の 3 の規定により診断を行う医師の指定に関する規則（平成 21 年千葉県公安委員会規則第 9 号）第 1 条第 1 項の規定により次の医師を指定したので、同規則第 2 条の規定により次のとおり告示する。

平成 25 年 8 月 23 日

千葉県公安委員会委員長 福田 康一郎

1 指定の期間

平成 25 年 8 月 27 日から平成 28 年 8 月 26 日まで

2 指定医師等

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
野島照雄	独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター	千葉市緑区辺田町 578 番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条第 1 項第 3 号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者
平井慎二	独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター	千葉市緑区辺田町 578 番地	銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 3 号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者
志津雄一郎	医療法人社団双和会志津クリニック	佐倉市上志津 1, 669 番地 ザンペール志津 201	銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 3 号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者
峯清一郎	千葉県立佐原病院	香取市佐原 12, 285 番地	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 8 条第 3 号に定める病気にかかっている者
池田智昭	いけだハートクリニック船橋駅前診療所	船橋市本町 7 丁目 5 番 19 号 ヤマケンビル 4 階	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 に規定する認知症である者
矢走誠	矢走クリニック	船橋市夏見一丁目 1 番 3 号	介護保険法第 5 条の 2 に規定する認知症である者
太田不二雄	医療法人聖母会聖マリア記念病院	成田市取香 446 番地	介護保険法第 5 条の 2 に規定する認知症である者

田中かつら	医療法人社団 桂七浦診療所	南房総市千倉町大川912番地2	介護保険法第5条の2に規定する認知症である者
-------	---------------	-----------------	------------------------

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。
 その届出及び添付書類は、平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）ダイエー浦安店
 浦安市北栄三丁目七七一番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平
 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平
 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十六年三月五日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二、〇八八平方メートル
- 5 駐車場の収容台数
 七五台
- 6 駐輪場の収容台数
 六〇台
- 7 荷さばき施設の面積

- 8 五五平方メートル
 廃棄物等の保管施設の容量
 四八立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻は午前七時、閉店時刻は午前一時
 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前六時三十分から翌午前一時三十分まで
- 10 駐車場の自動車の出入口の数
 一か所
- 11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで
- 12 届出年月日
 平成二十五年七月四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 いには野ヴァリオ
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 印西市舞姫一丁目三番四ほか
 千葉ニュータウン駅前センタービル株式会社 代表取締役 伊藤博信ほか
- 3 変更前の大規模小売店舗の名称
 印西市中央南一丁目八番ほか
 （仮称）いには野ヴァリオ
- 4 変更後の大規模小売店舗の名称
 いには野ヴァリオ

<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>1 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 牧の原モア</p> <p>印西市牧の原一丁目三番地</p>	<p>5 変更前の大規模小売店舗の所在地 印旛郡印旛村鎌苅字萩原前二、〇四七番ほか</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗の所在地 印西市舞姫一丁目三番四ほか</p> <p>7 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 千葉ニュータウン駅前センタービル株式会社 代表取締役 武藤和也ほか</p> <p>8 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 千葉ニュータウン駅前センタービル株式会社 代表取締役 伊藤博信ほか</p> <p>9 変更年月日 印西市中央南一丁目八番ほか</p> <p>9 変更年月日 大規模小売店舗の名称 平成二十五年三月二日</p> <p>(一) 大規模小売店舗の名称 平成二十五年三月二日</p> <p>(二) 大規模小売店舗の所在地 平成二十五年三月二日</p> <p>(三) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 平成二十四年七月五日、平成二十四年七月十三日及び平成二十四年十一月十七日</p> <p>届出年月日 平成二十五年七月十八日</p> <p>縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済政策課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十五年八月二十三日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>
<p>大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日ま</p>	<p>株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 星正三</p> <p>印西市中央北一丁目三番地三</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗の所在地 印西市草深字原二、〇二九番三ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗の所在地 印西市牧の原一丁目三番地</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 吉田実</p> <p>印西市中央北一丁目五一番地</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 星正三</p> <p>印西市中央北一丁目三番地三</p> <p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 一宮忠男ほか</p> <p>群馬県高崎市栄町一番一号ほか</p> <p>8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇ほか</p> <p>群馬県高崎市栄町一番一号ほか</p> <p>9 変更年月日 大規模小売店舗の所在地 平成二十三年十二月二十六日</p> <p>(一) 大規模小売店舗の所在地 平成二十三年十二月二十六日</p> <p>(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 平成二十四年七月五日及び平成二十四年十一月十七日</p> <p>(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 平成二十五年四月一日</p> <p>届出年月日 平成二十五年七月十八日</p> <p>縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済政策課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日ま</p>

で、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
平成二十五年八月二十三日

一 届出の概要

千葉県知事 鈴木 栄治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

湯浅ビル

白井市根字清水口一、六九六番一七

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社ユアサ 代表取締役 湯浅武男

白井市根一、六九六番地の一〇

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

湯浅武男

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社ユアサ 代表取締役 湯浅武男

5 変更年月日

平成二十五年四月十八日

二 届出年月日

平成二十五年八月六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び白井市市民経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日まで縦覧に供

する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十五年八月二十三日から十二月二十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十五年八月二十三日

一 届出の概要

千葉県知事 鈴木 栄治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

湯浅ビル

白井市根字清水口一、六九六番一七

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社ユアサ 代表取締役 湯浅武男
白井市根一、六九六番地の一〇

3 駐車場の位置の変更

変更前の開店時刻

午前十時

4 変更後の開店時刻

午前九時

5 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から翌午前零時十五分まで

6 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前零時十五分まで

7 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所

8 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所

9 変更年月日

平成二十四年七月一日

10 駐車場の位置

(一) 開店時刻

平成二十五年八月十五日

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成二十五年八月十五日

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成二十四年七月一日

二 届出年月日

平成二十五年八月六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び白井市市民経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模

小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十五年八月二十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングスクエア流山

千葉県知事 鈴木 栄治

二 流山市加一丁目一二番地二ほか
大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一、〇一〇平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
九三三・三一平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以下となった日
平成二十五年七月九日
届出年月日

五 平成二十五年七月二十四日

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いには野ヴァリオ
印西市舞姫一丁目三番四ほか

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一、八八八平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
五三七平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以下となった日
平成二十五年三月二十五日
届出年月日

五 平成二十五年七月十八日

保安林予定森林に関する通知の要旨及び掲示
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八十九条の規定により、平成二十五年千葉県告示第三百十二号（保安林予定森林）に係る同法第三十条の規定による通知の要旨を次のとおり公告する。
なお、その通知の内容は、次の掲示場に掲示した。
平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

所在が不明な者	保安林予定森林の所在場所	相川正	掲示場
	富里市立沢字台畑七七一番		富里市役所

秋葉昌己	内田正一	関谷孝一	高橋ルミ子	山本智恵子	吉岡かつ	綿貫美枝子
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十五年八月二十三日印西市の変更に係る印西都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十五年千葉県告示第五百四十三号に係る館山都市計画道路の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十五年八月二十三日館山市の変更に係る館山都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十五年千葉県告示第五百四十四号に係る印西都市計画道路の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

都市計画公園の関係図書の縦覧

平成二十五年八月二十三日館山市の変更に係る館山都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

水道局公告

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定

水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)第十六条の二第一項の規定により、次の者を指定給水装置工事業者に指定した。

平成二十五年八月二十三日

千葉県水道局長 岩館 和彦

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地	指定年月日
第一八二二 号	株式会社 ヴォーグ コーポ レーション	千葉県新 座市片山 一丁目一 五番四号	森英夫	千葉県新 座市片山 一丁目一 五番四号	平成二十五年七月三十 一日
第一八二三 号	ジール	東金市一 之袋一七 五番地三	上代篤志	千葉県東 金市一之 袋一七五 番地三	
第一八二四 号	株式会社 ヴォーグ コーポ レーション	千葉県赤 根市赤 須東六番 二二三号	藤岡公明	千葉県中 央区生実 町九六八 番地一	

第一八二二
五号

株式会社
大創

東金市日
吉台三丁
目三五番
地一〇

木村太輔

株式会社
大創

東金市日
吉台三丁
目三五番
地一〇

第一八二
六号

株式会社
ベスト
ワーク

埼玉県春
埼玉市上
日部市上
蛭田三九
三番地一
五

黒川光雄

株式会社
ベスト
ワーク

埼玉県春
埼玉市上
日部市上
蛭田三九
三番地一
五

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)第二十五条の七の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があった。

平成二十五年八月二十三日

千葉県水道局長 岩館 和彦

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地	廃止年月日
第一五〇 八号	株式会社 中川設備	東京都目 黒区碑文 谷五丁目 三番一七 号	中川忠吉	東京都目 黒区碑文 谷五丁目 三番一七 号	平成二十四 年十月十二 日

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公表

次のとおり落札者等について公告する。

平成25年8月23日

千葉県知事 鈴木 栄治

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び

<p>所在地 ③ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤ 落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥ 契約の相手方を決定した手続 ⑦ 入札公告日 ⑧ 随意契約による場合はその理由 ⑨ その他必要な事項 ① 捜査支援システム貸借 一式 ② 千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目 9 番 1 号 ③ 平成 25 年 7 月 1 8 日 ④ 富士通り一ス株式会社千葉営業所 千葉市中央区新町 3 番地 1 3 ⑤ 4 4 3, 9 4 5, 8 8 0 円 ⑥ 一般競争入札 ⑦ 平成 25 年 6 月 7 日</p>	
--	--

購読料

月ごめ
本号 (別冊を含む。)

一部
一部一箇月一、一〇〇円 (送料を含む。)
五三円

発

行 者 千 葉 市 中 央 区 市 場 町 一 番 一 号

千

葉

県

定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

〇四三 (二三三) 二一五二
〇四三 (二三三) 二六五八